



平成 17 年 10 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社オーイー・システム・プラザ  
代 表 者 名 代表取締役社長 大 喜 章 徳  
(JASDAQ・コード 7491)  
問 い 合 せ 先 取締役管理本部長 矢 野 辰 彦  
T E L 052-332-5160

## 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件に関するお知らせ

平成 17 年 10 月 24 日開催の当社取締役会において、第三者割当による第 4 回および第 5 回新株予約権の発行について、平成 17 年 12 月 21 日開催予定の臨時株主総会に付議する事を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### ・ 第 4 回新株予約権

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

本日付にて別途開示しております「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」にありますとおり、当社は、株式会社アポロ・インベストメント（大証 2 部 8206）（以下「アポロ・インベストメント」）のグループ会社として経営再建を推進していく事を決議いたしました。これにより商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、同社との関係強化を目的として、「3. 新株予約権発行要領」に記載の通り、新株予約権を発行するものであります。

##### 2. 新株予約権割当の対象者

株式会社アポロ・インベストメント

##### 3. 新株予約権発行要領

- |                             |  |
|-----------------------------|--|
| (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数      | 当社普通株式 7,300,000 株<br>(新株予約権 1 個につき 1,000 株。但し、第(16)項に定める調整に服する) |
| (2) 新株予約権の発行総数              | 7,300 個 (但し、第(16)項に定める調整に服する)                                    |
| (3) 新株予約権の発行価額              | 1 個につき金 7,000 円 (1 株につき金 7 円)                                    |
| (4) 新株予約権の発行価額の総額           | 51,100,000 円   |
| (5) 申込期日                    | 平成 18 年 1 月 30 日 (月)   |
| (6) 払込期日 (発行日)              | 平成 18 年 1 月 31 日 (火)   |
| (7) 新株予約権の割当先および割当数         | 株式会社アポロ・インベストメント 7,300 個   |
| (8) 新株予約権の行使に際して払い込むべき価額    | 1 個につき金 350,000 円 (1 株につき金 350 円 但し、第(16)項に定める調整に服する)            |
| (9) 新株予約権の行使に際して払い込むべき価額の総額 | 2,555,000,000 円  |
| (10) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額 | 1 個につき金 357,000 円 (1 株につき金 357 円 但し、                             |

第(16)項に定める調整に服する)

- (11) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 2,606,100,000 円
- (12) 新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額 1 個につき金 179,000 円 (1 株につき金 179 円)  
(但し、第(16)項により調整された場合は調整後の株式の発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額を資本に組入れる額とする。)
- (13) 新株予約権の発行価額および新株予約権の行使に際して払込をなすべき価額の算定理由  
筆頭株主かつ資本上位会社となるアポロ・インベストメントとの更なる関係強化のため新株予約権を付与するものであり、払込期日を同日とする同社に対する第三者割当増資を補完することも目的としている。これらの目的に鑑み、新株予約権の発行価額を算定するにあたり、オプション算定モデルであるブラック・ショールズモデルは適切でない判断した。  
さらに、第三者割当増資および新株予約権を行使した際に発行される新株式については、安定保有を前提としていること、また、再建途上の当社に対し、資本上位会社としての投資に対するリスクも考慮する必要があると判断した。  
これらの状況を勘案の上、新株予約権の発行価額を 1 個につき金 7,000 円 (1 株につき金 7 円) と算定し、当社は当該算定につき株主各位より株主総会での承認を賜ることを条件とした。  
また、本日付別途開示の「第三者割当による新株式発行のお知らせ」の通り、当社の 1 株当たり純資産価額と、直近の株価の動向等を勘案し、1 株につき金 340 円でアポロ・インベストメントに対し第三者割当増資を行うことについて、株主各位より株主総会での承認を賜ることを条件としている。よって、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、これに、1 株につき金 10 円のプレミアムを付して、1 個につき金 350,000 円 (1 株につき金 350 円) と算定し、当該算定も同様に株主各位より株主総会での承認を賜ることを条件とした。
- (14) 権利行使期間 平成 18 年 5 月 1 日から平成 23 年 4 月 30 日
- (15) 新株予約権の行使によって新株式を発行する場合の配当起算日  
新株予約権の行使により新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合に対する最初の利益配当金または商法第 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配 (中間配当金) については、新株予約権の行使が毎年 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ新株式の発行または自己株式の処分があったものとみなしてこれを支払う。
- (16) 新株予約権の目的となる株式の数および払込価額の調整
- 株式数の調整  
新株予約権発行後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、株式の数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整される。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 株式分割または併合の比率  
新株予約権発行後、組織再編その他株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で株式数の調整を行うものとする。
- 払込価額の調整  
新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分 (新株予約権の行使による場合を除く) を行うときは、次の算式により 1 株当たり払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、また「1株当たりの払込価額」を「1株当たりの処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

新株予約権発行後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、1株当たりの払込価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

新株予約権発行後、組織再編その他払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額の調整を行うものとする。

(17) 権利行使の条件

各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

(18) 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

(19) 消却事由及び消却条件

当社はいつでも新株予約権を発行価額相当額で取得し、これを消却することができる。

(20) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は新株予約権者から請求があるときに限り発行するものとする。

(21) 株式交換および株式移転時の取扱の方針

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換または株式移転による完全親会社（以下「完全親会社」という）に当該株式交換の日または株式移転の日をもって承継させる方針とする。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

権利行使期間

株式交換または株式移転の効力発生日と第(14)項の権利行使開始日のいずれか遅い日より、第(14)項に定める期間の満了日までとする。

権利行使の条件

第(17)項に準じて決定する。

消却の事由及び条件

消却価額は無償とし、その他の消却の事由及び条件は第(19)項に準じて決定する。

譲渡制限

第(18)項に準じる。

(22) 新株予約権の申込取扱場所及び行使請求の受付場所

株式会社オーエー・システム・プラザ

名古屋市中区大井町3番20号

4. 割当先の概要

割当先の名称	株式会社アポロ・インベストメント	
割当数	7,300個 (1株につき1,000株)	
発行時払込金額	51,100,000円	
割当先の内容	本店所在地	大阪府大阪市中央区瓦町一丁目6番10号
	代表者の氏名	代表取締役 畑 伊三己
	資本の額	3,249百万円 (平成17年8月末日現在)
	発行済株式総数	111,062,472株 (平成17年8月末日現在)
	事業の内容	出資または株式を取得、所有することによる当該会社の支配・管理
	大株主及び持株比率	シーエルエスエー サブ アカウント クライアント 17.76% (常任代理人シティバンク・エヌ・イー東京支店証券業務部) コア バシフィック ヤマイチ インターナショナル ホンコン 8.17% (平成17年8月末日現在)
	主な経営成績・財政状態*	*(平成17年8月中間決算)
	売上高	4,493百万円
	営業利益	152百万円
	経常利益	147百万円
中間(当期)純利益	78百万円	
総資産	9,885百万円	
株主資本	7,997百万円	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当先の株式の数 - 株 割当先が保有している当社の株式の数 6,940千株
	取引関係等	該当事項はありません。
	設備の賃貸借関係	該当事項はありません。
	役員・兼務関係	当社取締役の平山達大は株式会社アポロ・インベストメントの取締役会長であります。 また、平成17年12月21日開催予定の臨時株主総会において、株式会社アポロ・インベストメントの取締役アンドリュー・マンケヴィッチ氏を当社取締役として選任する承認を得る予定です。

\* 連結による金額を記載しております。

5. 新株予約権の発行資金の用途

本新株予約権の発行による資金は、有利子負債の削減を含めた経営再建の早期実現にむけた必要資金に充当する予定であります。

## ・ 第 5 回新株予約権

### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、当社の経営再建を加速度的に推進し、当社グループの業績向上、ひいては企業価値の拡大を期すために、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員ならびに経営戦略上重要な支援者、業務提携先に、その士気や意欲の高揚、企業価値の更なる増大および経営参画意識を高めることを目的として、「3. 新株予約権発行要領」に記載の通り、新株予約権を発行するものであります。

### 2. 新株予約権割当の対象者

当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員ならびに経営戦略上重要な支援者、業務提携先

### 3. 新株予約権発行要領

- |                               |   |
|-------------------------------|---|
| (1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数        | 当社普通株式 5,000,000 株<br>(新株予約権 1 個につき 1,000 株。但し、第(13)項に定める調整に服する)  |
| (2) 新株予約権の発行総数                | 5,000 個 (但し、第(13)項に定める調整に服する)   |
| (3) 新株予約権の発行価額                | 1 個につき金 7,000 円 (1 株につき金 7 円)   |
| (4) 新株予約権の発行価額の総額             | 35,000,000 円  |
| (5) 新株予約権の行使に際して払い込むべき価額      | 1 個につき金 350,000 円 (1 株につき金 350 円 但し、第(13)項に定める調整に服する)   |
| (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき価額の総額   | 1,750,000,000 円   |
| (7) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額    | 1 個につき金 357,000 円 (1 株につき金 357 円 但し、第(13)項に定める調整に服する)   |
| (8) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 1,785,000,000 円   |
| (9) 新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額   | 1 個につき金 179,000 円 (1 株につき金 179 円)<br>(但し、第(13)項により調整された場合は調整後の株式の発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げた額を資本に組入れる額とする。) |

### (10) 新株予約権の発行価額および新株予約権の行使に際して払込をなすべき価額の算定理由

当社経営再建の早期実現を図るため、筆頭株主である株式会社アポロ・インベストメントに資本上位会社となってもらい、同社の傘下入りすることを当社取締役会にて決議した。当社および当社子会社の役職員ならびに経営戦略上重要な支援者、業務提携先に対し新株予約権を付与することで、当社グループの業績向上に向けた士気や意欲の高揚、企業価値の更なる増大および経営参画意識を高め、それによる経営再建の早期達成を本新株予約権発行の目的としている。よって、商法第 280 条ノ 21 の規定に基づき、一定の期間内(本新株予約権発行承認をなす株主総会后 1 年内)を発行日として、当社取締役会にて機動的、弾力的に割当対象者、割当数を決する事とした。

これらの目的や主旨に鑑み、株式会社アポロ・インベストメントに対して付与する第 4 回新株予約権と当該第 5 回新株予約権は、付与対象者の属性に関らず、その価値は同じであると考えられ、第 4 回および第 5 回新株予約権は同一の条件で算定した。

したがって、新株予約権の発行価額を 1 個につき金 7,000 円(1 株につき金 7 円) 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、1 個につき金 350,000 円(1 株につき金 350 円)と算定し、当該算定につき株主各位より株主総会での承認を賜る事を条件とした。

(11) 権利行使期間 平成18年5月1日から平成23年4月30日

(12) 新株予約権の行使によって新株式を発行する場合の配当起算日

新株予約権の行使により新株式を発行する場合または自己株式を処分する場合に対する最初の利益配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配(中間配当金)については、新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ新株式の発行または自己株式の処分があったものとみなしてこれを支払う。

(13) 新株予約権の目的となる株式の数および払込価額の調整

#### 株式数の調整

新株予約権発行後、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、株式の数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整される。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割または併合の比率}$$

新株予約権発行後、組織再編その他株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で株式数の調整を行うものとする。

#### 払込価額の調整

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行うときは、次の算式により1株当たり払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込価額}}{\text{1株当たりの新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、また「1株当たりの払込価額」を「1株当たりの処分価額」に、それぞれ読み替えるものとする。

新株予約権発行後、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、1株当たりの払込価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

新株予約権発行後、組織再編その他払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込価額の調整を行うものとする。

(14) 権利行使の条件

当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員たる新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを条件とする。ただし、任期満了による退任、定年退職または当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。各新株予約権の行使にあたっては、一部行使はできないものとする。

(15) 譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

(16) 消却事由及び消却条件

当社はいつでも新株予約権を発行価額相当額で取得し、これを消却することができる。

(17) 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は新株予約権者から請求があるときに限り発行するものとする。

(18) 株式交換および株式移転時の取扱の方針

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換または株式移転による完全親会社（以下「完全親会社」という）に当該株式交換の日または株式移転の日をもって承継させる方針とする。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書または当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額

株式交換または株式移転の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。

権利行使期間

株式交換または株式移転の効力発生日と第(11)項の権利行使開始日のいずれか遅い日より、第(11)項に定める期間の満了日までとする。

権利行使の条件

第(14)項に準じて決定する。

消却の事由及び条件

消却価額は無償とし、その他の消却の事由及び条件は第(16)項に準じて決定する。

譲渡制限

第(15)項に準じる。

(19) 新株予約権の申込取扱場所及び行使請求の受付場所

株式会社オーイー・システム・プラザ

名古屋市中区大井町3番20号

4. 新株予約権発行資金の使途

本新株予約権の発行による資金は、有利子負債の削減を含めた当社経営再建の早期実現にむけた必要資金に充当する予定であります。

(注) 第5回新株予約権の具体的な発行決議は、商法280条ノ21の規定に基づきまして、平成17年12月21日開催予定の臨時株主総会承認後1年内を発行日として、当社取締役会にて割当者、割当数の決議をいたします。具体的な内容が決定次第お知らせいたします。

以上